

平成 30 年度自然災害緊急時における対応について

愛媛県立野村高等学校

- 1 学校開校日において、登校する時点で、西予市又は居住地に「特別警報」もしくは「大雨警報」・「暴風警報」・「暴風雪警報」・「大雪警報」・「洪水警報」の内、少なくとも 1 つの警報が発令されている場合は、生徒は登校の準備をして自宅待機してください。
- 2 「特別警報」や上記 1 に示す「警報」が正午までに解除になった場合、生徒は安全に十分配慮して登校してください。
- 3 正午までに、「特別警報」や上記 1 に示す「警報」が解除されない場合には、その日は原則として臨時休校とします。
- 4 上記 1 以外の「警報」及び各種の「注意報」が発令されている場合には、生徒は安全に十分配慮して登校してください。
ただし、災害状況等により、安全が確保できない地域の生徒や安全な交通手段がない場合は、公欠・公遅扱いとするので、無理をせず、学校へ連絡し、自宅待機してください。
- 5 休業日についても、上記 1 を準用し、原則としてその日の補習・模擬試験・部活動等、校内の全ての行事を取り止めとします。
- 6 登校後、西予市に「特別警報」や上記 1 に示す「警報」が発令された場合、もしくはその可能性が高まった場合は、校長が状況を判断してその都度指示をします。
- 7 上記の規定にかかわらず、大地震、津波等の大災害が起こっている場合は、自分の安全確保を最優先し、状況に応じた適切な行動を取ってください。その際、可能であれば学校に連絡をしてください。
- 8 その他、校長の判断で自宅待機とする場合や必要な連絡事項がある場合は、緊急連絡網やホームページ等で連絡をします。

平成 30 年 9 月 25 日改正